

國學院大學學術情報リポジトリ

塵芥集の原本について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001054

塵芥集の原本について

小林 宏

目次

- 一 緒言
- 二 猪熊本の価値
- 三 塵芥集制定原本と猪熊本との関係
- 四 結言

一 緒言

ここに紹介しようとする塵芥集古写本一冊は別に新しい系統に属する伝本ではない。しかし、最近公刊された佐藤進一、池内義資、百瀬今朝雄三氏の編になる『中世法制史料集^{第三卷} 武家家法 I』には、未だ収録されていないものであるから、ここに、その大要を紹介し、かたがた塵芥集の制定原本がどのようなものであったか検討を加えたいと思う。

この古写本は昭和四十年六月、宮城県北部の一小都市佐沼に於いて発見され、ついで、京都大学名誉教授猪熊兼繁博士によって購入の運びとなったものである。従って便宜上、この古写本を猪熊本と称する。塵芥集伝本の種類は佐藤氏等の研究によって、村田本（A系統）、佐藤本（B系統）、狩野本（C系統）の三系統の存在することが明らかとなったが（前掲史料集の解題四二七頁以下。以下、解題と略称する）、ここに紹介する猪熊本は右の中のC系統、即ち狩野本

系に属する伝本である。佐藤氏等の研究（解題四三三頁）によれば、狩野本は東北大学附属図書館所蔵の狩野亨吉氏旧蔵書の一つであって、表紙左上の題簽に「塵芥集完」と書し、五針眼の朝鮮綴、楮紙袋綴四七枚、奥書はないが、江戸時代後期の新写本で誤脱の箇所も多いとされている。又、その記載上の体裁は塵芥集本文に続けて蔵方之掟一三個条を併記し、ついで種宗の署名花押、家臣の起請文という順序で記されており、種宗の花押は模写されてあるが、家臣の花押は全く存在しない。猪熊本も亦、その記載上の体裁は狩野本と全く同一であるが、装幀、紙質、書風は狩野本とかなり異なつて居り、従つて、それらから推定される本書の成立年代も狩野本とは異なるものと思われる。即ち、縦二八・四センチ、横一九・八センチの表紙の左上に記された題簽には「塵芥集」とあり、五針眼の朝鮮綴で、本文を記せる紙には上質の斐紙を用い、その書風も一段と優れている。紙袋綴で墨付六二枚、表裏両方に一枚宛の同質の見返しを付けている。表紙、裏表紙共に紙製であるが、村田本（仙台市博物館蔵）の如く、後代に至つて新たに装幀を施したのではなく、それが本文書写当時のものであることは、「塵芥集」なる前記表紙の題簽と本文冒頭の首題とが共に同一の筆蹟をもつて書かれていることから明らかである。半葉九行書きで、かなり保存は良く、虫損もあるが、判読し難い箇所は殆どない。奥書等、この古写本の来歴を示すものは一切ないが、古文書家鈴鹿三七氏の鑑定によれば、江戸初期の写本であつて、その推定成立年代はおそらく元禄を下らぬという。只、裏の見返しの左下方に縦一・二センチ、横一・八センチの小さな菱形の朱印があり、篆字で「壁」と刻されている。この古写本の発見された佐沼地方は伊達氏一門の知行地であつたから、この古写本も伊達氏一門の家に伝わつたものと思われ⁽¹⁾が、右の朱印はその蔵書印を示すものであろうか。「壁」という文字が本書の価値の重要性を暗示しているようにも思われる。記して大方の御示教を仰ぎたい。

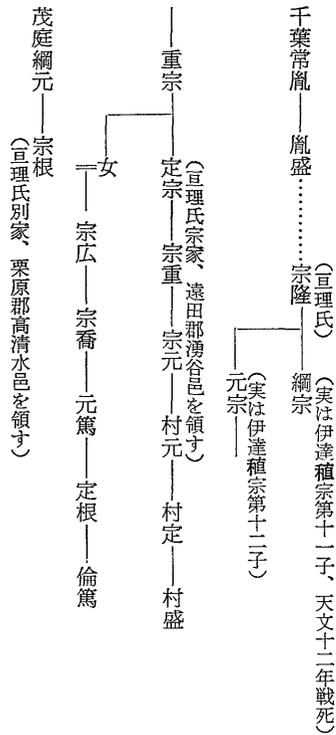
(1) この古写本が佐沼地方に伝来したものであるとすれば、一応、次のように推論することも出来よう。由来、佐沼郷は伊達氏

一門である湧谷伊達氏の同族、亶理氏の食邑であった(『大日本地名辞書』四二〇〇頁)。伊達世臣家譜卷之二「亶理」の項によれば、亶理氏は美濃守重宗を祖とする。又、前記家譜卷之一「伊達」の項によると、重宗は一子、安芸守定宗に家督を譲り、遠田郡湧谷館を中心に所領を有する宗家亶理氏を嗣がしめた。一方、重宗は慶長九年、伊達政宗から栗原郡高清水邑に千石余を賜わり、その禄を以てて別家をたて、同十一年、茂庭綱元の四男をその女に配して老後の嗣と為し、これを伯耆守宗根と称した。宗根は元和元年の大坂の役に従軍し、その功により栗原郡一迫、沼崎、鷲沢の諸邑を政宗から賜わり、宗根五代の孫、倫篤も宝暦七年、遊猟の地五邑を栗原郡佐沼七邑内に給され、更に同年、その要害の地を佐沼郷に置いた(以上、前記家譜卷之二)。即ち、佐沼郷は支流亶理氏の根拠地であり、その支配力の強く滲透せる地域であった。

次に、亶理氏の祖、美濃守重宗の系譜であるが、これを前記家譜卷之一でみると、同氏はもと千葉常胤から出て、常胤の三男胤盛は文治五年、頼朝の平泉征伐に従軍した功により、建久元年、宇多、伊具、亶理の三郡を賜わったという。その裔は戦国時代に至る迄、亶理地方を中心に勢力を築き、やがて隣接せる伊達氏と關係をもつようになった。亶理氏が直接、伊達氏の麾下に入つて、これと主従關係を結び、亶理地方が伊達氏の領國化したのは、やはり輝宗、政宗の代になつてからと思ふが、すでに亶理兵庫頭宗隆は塵芥集の制定者、植宗と親密な關係を有していた。即ち、植宗は宗隆の女を側室としており、しかもその間に生れた彦四郎綱宗は外祖父宗隆の養子となり、綱宗が天文の乱で植宗党に与し、同十二年、懸田の役で戦死するや、更に綱宗の同母弟兵庫頭元宗は再び宗隆の養子として亶理家に入嗣した(伊達正統世次考三の四八頁)。又、元宗は元龜元年の中野宗時、牧野久仲の謀叛に際して、輝宗に味方して、相馬領に逃亡せんとした中野氏等を刈田郡宮に追撃して、これを破り、更に政宗に従つて、二本松、相馬、佐沼、駒嶺等の攻略にも参加した。元宗の子が亶理氏の祖、前記重宗であつて、重宗は政宗の転封に伴つて、天正十九年、亶理郡から遠田郡湧谷の地に移つた。

このように、佐沼地方を領した亶理氏の祖が、伊達氏、特に植宗と浅からざる關係をもつ家柄であることを考慮するならば、この古写本が亶理氏に伝来したものではないかという推測も一概に否定出来ないであろう。更に臆測を逞しくすれば、この写本は亶理宗家に伝来した塵芥集原本を、慶長九年、別家をたてた時に、重宗が命じて書写せしめたものではなからうかとも思われる。この写本のもつ性格(後述)から考へても、それは単なる伊達氏の下級家臣の家に伝来したものではなく、有力な伊達一門の家に秘蔵されたものと考ええる方が自然であり、且つ、塵芥集唯一の原本たる村田本がやはり植宗の子、一郎宗殖の入嗣せる柴田郡の豪族、村田家に伝来したものであることを考慮すれば、右のように推論することも可能であろう。

伊達(本称千葉又武石又亶理)氏系図(伊達世臣家譜卷之一及び二に拠る)を参考迄に左に掲げる。



二 猪熊本の価値

次に、この猪熊本と狩野本とを比較して考察を加えたい。前述の如く、その記載様式の上から両者が同一系統に属する伝本であることは、今や一点の疑いをもいれない。しかし、本文の用字、用語等に関しては、微細な点で両者にはかなりの相違があり、特に誤脱の個所については、狩野本の方が猪熊本に比べて圧倒的に多い。即ち、後掲附録の両本校勘表によれば、その個所は猪熊本の二五に対して、狩野本は一〇三という数字に昇っている。(但し、数字は両本共通の誤脱の個所を除く。)更に、注意すべきは狩野本に存在しない第九三条(以下、条文番号は前掲史料集による)が猪熊本に於いて存在すること、及び狩野本の第一八条には一打がなく、すぐ第一七条に接続して独立の条文の体裁をとっていないのに対し、猪熊本の第一八条には一打があって、明瞭に一個の条文を成していることである。処で、この第一八条は村田本及び佐藤本をみるに、共に一打があって独立の条文を成し、法文の内容から言っても、第一七条と第一八条とは夫々別個の条文とみて誤りないから、これは明らかに狩野本の誤写と断定してよい。次に、第

九三条についてであるが、それは「一しよたいりやうりの事、せんはんにつけへし、うりてのとかの事ハしきによるへし」(猪熊本) という条文であつて、他人に所領を売却したものが、更に買主に内密で同一の土地を第三者に売却する所謂所帯両売に関する規定である。処で、質に書き入れた所帯を第三者に売却した際の質権者と所帯買得者との争訟を規定した第九五条の末尾には、「もんとうあらハ、りやうりのさたのことくたるへし」(同上)とあり、又、すでに年期売した所帯を重ねて第三者に永代売した際の年期買得者と永代買得者との争訟を規定した第九六条にも、「ねんきのうちたらハ、りやうりのしゆんきよたるへし」(同上)とある。しかも、右の两条は狩野本を含めた何れの伝本にも存在するから、塵芥集には所帯両売の際の基準となるべき法規が存在したと考えても誤りないであろう。しかりとすれば、狩野本に九三条が存在しないのは、同本が祖本を筆写する際に誤つて書き落したものと考えざるを得ない。九三条は短かい条文であるから、その可能性は十分に考えられる。狩野本には第六九条にも二九字(猪熊本による)にわたる脱文があり、又、同本には前述の第一八条にみられるように、条文のたて方にも或る程度の杜撰さが認められる。かかる狩野本の有する粗雑な性格は右の推論を更に裏付けるものとなるらう。

以上、述べた諸点から、新発見の猪熊本は狩野本よりも遙かに善本であると結論してよからうが、ここに更に兩者の関係について一言しておきたい。前述の如く、書誌学的見地からみて、猪熊本の方が狩野本よりも、その成立年代が古いのであるから、猪熊本が狩野本を書写したものでないことは言う迄もない。一方、猪熊本第八七条の「けがらハしきなかし」が狩野本同条では「けがらハしきものをなかし」とあるように、猪熊本の誤脱の個所が狩野本では正しい文に書かれている場合も少なくない(後掲附録の校勘表参照)。従つて、狩野本も猪熊本を直接又は間接に筆写したものであるが、兩者は同一の祖本からか、若しくは同一系統に属する二つの祖本から、夫々別個に作製されたものと考えざるを得ない。如上の推測にして誤りなければ、猪熊本の発見は頗る意義あることと言わねばならない。何故な

らば猪熊本と狩野本との両者を併用することによって、その祖本たるC系統の原本の輪郭を探り、更には塵芥集制定原本研究への手懸りを得ることも不可能ではないと思われるからである。

三 塵芥集制定原本と猪熊本との関係

佐藤氏等は諸本に於ける塵芥集起請文連署の順序の異同に注目して、そのことから制定原本を筆写した数本のそれぞれに植宗及び重臣等が署判し、それを重臣もしくは一族間に分与したものでないかと推測された（解題四二七頁）。最も誤脱の少ない善本である村田本には、本文の後に「左京大夫植宗（花押）」とあり、又、起請文には十二人の家臣の署名があり、その中の六人に花押がすえてあるが、右に關して、佐藤氏等は更に次の如く言及されている。

即ち、植宗の花押については型体、筆勢とも非のうちようがなく、本書が原本なることは書風、濁音符等の特徴と合わせてまず疑いないが、その起請文に載せる家臣の花押は総体に墨がどんよりとして筆勢がなく、富塚仲綱や牧野景仲の花押は天文二年の藏方之掟の場合と相違する。家臣の花押は原のものではなく、本書は起請文の終末部分以下に欠損がある為に、伊達家に献上された延宝年間に裏打ちされた時に、日付その他の部分と共に、花押の部分も或いは補筆があるか、又は裏打ちの際、にじみ、型を変えてしまったことも推測できると（同上四二九頁）。しかるに最近、

右の見解について、小林清治氏は『中世法制史料集^{第三卷} 武家法 I』の書評（『日本歴史』昭和四十一年十月号所載）に於いて、

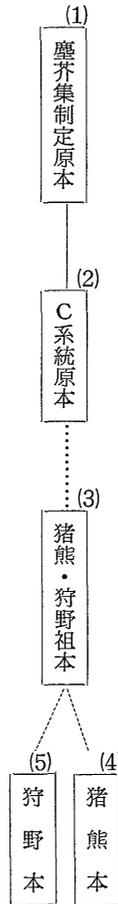
興味ある事実を明らかにされた。即ち、氏によれば、福島県石川郡首藤家藏石川文書に収める富塚仲綱書状に於ける仲綱の花押は村田本のそれとほぼ同形であり、この仲綱の例から推して、佐藤氏等のように村田本の花押を一概に疑ってしまふ訳にはゆかないとし、延宝年間の裏打ち補修の際に、家臣の花押の部分も補筆されたとすれば、藏方之掟の花押をもって村田本に補筆するのが当然であるに拘らず、両者間の花押に異同があるのは、村田本の花押の延宝補

筆説に一難点を与えるものとなろうとし、富塚仲綱の花押についての佐藤氏等の推測を明確に否定された(九七、九八頁)。

この塵芥集起請文に於ける家臣の花押の問題はまだ将来の究明にまたねばならぬ処が多いが、小林氏の指摘にも拘らず、村田本の家臣の花押が総体に墨がどんよりして筆勢がないこと、従つて、原物でないことは動かぬ処である。しかも、佐藤本、狩野本及び今度、発見された猪熊本に於いても、共に十二人の連署の家臣には、すべて花押が存在しない。それにも拘らず、狩野、猪熊両本は種宗の花押については、その型体を写し取っているのである。更に、注意すべきは種宗の実物の花押のある村田本でさえ、少ないとはいへ第一四四条や第一六七条に見られるように、意味不通の誤脱の個所が認められるのである。以上の諸点を考慮するならば、私は先学の諸見解を一步進めて、次のように臆測したいが如何であらうか。即ち、(一) 塵芥集には種宗及び重臣等が署判した制定原本一冊があつて、一族及び家臣が各自で自由にその制定原本を筆写し、且つ、その写本を価値あらしめる為に、その各自の写本に種宗から花押をすえて貰つた。従つて、佐藤本には現在、種宗の花押は存在しないが、恐らくその祖本には存在したものと推測する。(二) しかし、連署の家臣の方は人数が多いことでもあり、又、種宗の花押さえあれば、さして重要なことではないので、その花押はすべてすえて貰わず、その個所は空白にしておくのが普通であつた。(三) 村田本の作製を命じた者も、家臣の花押の個所をそのまますべて空白にしておいたか、又は当時、写生をして写せるものだけは写し取らせて他は空白にしておいた。

それでは、今回、発見された猪熊本と塵芥集制定原本との関係はどうであらうか。結論から先に言うならば、それは現存伝本中、制定原本の最も古い型を伝えたものではなからうかということである。何故ならば、猪熊本は他系統たる村田、佐藤両伝本に比べて、その条文数が最も少ないからである。(我が中世法典では、立法が必要とされるときは、

基本法規は廃することなくそのままにして、それに追加法という形で新法規を附加していくのが通例である。塵芥集も亦、その例にもれず、たとえば村田本第一二一条は明かに第一〇条の追加法規である。詳細は拙稿「塵芥集に於ける若干の問題(一)」、『法学論叢』第七三巻第一号、一八〇頁参照)村田本に存在していて、猪熊本に存在しない条文としては四五、七七、七八、八五、一一一、一一二、一四八、一七一の八個条を挙げることが出来る。狩野本は右の八個条の外に更に第九三条を欠くが、これは前述した通り狩野本自体の脱落であるから、猪熊本、狩野本両者の祖本(以下、猪熊・狩野祖本と略称する)に於いて存在しなかったのは、結局、前記八個条のみと考えて間違いない。今、分り易く考える為に、猪熊、狩野系統(C系統)の伝本の系統図を示せば、左の通りである。



さて、次に猪熊本に欠けている前記八個条が、元来、その淵源たる塵芥集制定原本そのものになかったものか、それとも猪熊本成立に至る過程に於いて、筆写の際に誤って脱落したものであるかが検討されねばならない。これは難問題であり、決め手となる史料がない為に、その論証は遺憾ながら未だ臆測の域を出ないが、筆者の考えでは制定原本にすでに存在しなかったものではないかと思う。以下、その理由の大略を述べよう。

先ず猪熊、狩野両本には、すでに前記八個条が存在せず、且つ両本は同一系統の祖本から別個に作製されたものである以上、猪熊・狩野祖本には前記八個条が存在しなかったことは言う迄もない。即ち、③——④、⑤のケースには問題がない。次に、塵芥集制定原本からC系統原本が作製される過程についても、C系統原本は種宗の花押のある塵芥集制定当時の写本の一つであるから、筆写上の微細な誤脱はあるとしても、大量の条文の脱落を考えることは無理

であろう。従って、①——②のケースも一応問題はないと思う。問題はC系統原本から猪熊・狩野祖本が作製される過程、即ち、②——③のケースである。ここに於いて、猪熊・狩野祖本の性格について一考して見る必要がある。猪熊本の誤脱を狩野本によって正しく改め、猪熊・狩野祖本を想定してみるならば、その祖本の明らかな誤脱は第一表に示す通りである。この二〇⁽¹⁾という誤脱の個所の数は、第二表として掲げた原本たる村田本の誤脱の個所一二という数に比べて必ずしも多いものではない。従って、猪熊・狩野祖本はC系統原本をかなりの精密度で筆写したと考えるもよいであろう。

第一表

条文番号	猪 熊 本	狩 野 本	村 田 本	佐 藤 本
四	ねんくしよりやう	(同上)	ねんくしよたう	ねんくしよたう
一七	はたらきもつて	(同上)	はたらきをもつて	動をもつて
一八	のちのひて	のちの口より	のちの日	後の日
三五	もしみたれ候もの	もしみたれ候もの	もしうたれ候もの	もしうたれ候者
五三	しあはせとこのひて	(同上)	しあはせとこのはて	仕合とこのわて
六二	かくこのことくの	(同上)	かくのことくの	かくのことくの
六三	たんかうの人衆	(同上)	たんかうの人しゆ	たんかうの人衆
七三	とかなきよし申事ハリ	とかなきよし申ことわり	とかなきよし申事あり	罪なきよし申事あり
八〇	たるやう	(同上)	たりやう	他領
八一	重罪たるのよし	じうさいたるのよし	ちうさいたるのうへ	ちうさいたるの上

第二表

条文番号	村田本	佐藤本	猪熊本	狩野本
前書	いまにより	今より	いまより	(同上)
一八	しうにん・さい所を	しうにんの在所	しうにんのさいしよを	しうにんのさいしよを
六二	さいしよへとめ・	在所へとめ入	さいしよへとめ入	さいしよへとめ入
六三	ぬすむところの者をとる	ぬすむところの物をとる	ぬすむところのものをとる	(同上)
六五	くたんのぬす人	くたんのぬす人	くたんのぬす人	くだんのぬす人
九五	両買のさた	りやううりのさた	りやううりのさた	りやうようのさた

一〇〇	地きやう	(同上)	ちきやう	ちきやう
一〇一	ともから・ちきやう	ともから・ちげう	ともからのちきやう	ともから後きやう
一〇三	しそのん・たい	(同上)	しそのん・しんたい	しそのん・しんたい
一二〇	しせうなくハ	しやうならハ	しせうあらハ	しせうあらハ
一四六	もとのせうにんハいらんに	(同上)	もとのしうにんいらんに	もとのしう人いらんニ
一五一	たいくハんの・	たいくわんの・	たいくわんのもの	代官のもの
〃	もとのせうにんに	(同上)	もとのしうにんに	もとのしうにんニ
一五八	さいけのものならハ	(同上)	以下のものたらハ	以下の者たらハ
一六一	その身ばかり	その身ばかり	其身そのはより	其身そのはより
起請文	時宜相違の時	(同上)	ちきそうのとき	ちきそうの時

一〇九	申とくるのきしやうなく ハ	申とくるのきしやうなく ハ	申とくるのししやうなく ハ	申とくるのしせうなくハ うちしに同前
一三二	うちしにとうせう	うちしに同せん	うちじにとうせん	
一四〇	かのいつるところ・もの	かのいつるところのもの	かのいつるところのもの	(同上)
一四四	なにかしの・かいをく	なにかしのかたよりかいをく	なにかしのかたよりかいをく	なにかしの方よりかいをく
一六七	おやきやう・ かのめあらたむおつと	親きやうたい・ かのをつとをあらたむ	おやきやうたい・ かの女夫をあらたむ	おやけうたい・ かのめ夫をあらたむ
〃				

ここにもう一つ、猪熊・狩野祖本の筆写の精密度を計る資料がある。即ち、猪熊、狩野両本の塵芥集本文に併記されている蔵方之掟一三個条である。蔵方之掟は、その原本とも言うべきものが大日本古文書の伊達家文書之一（一三五号）に収録されているから、今、両者を校勘してみると、「十二つぎをかきり」（原本）が「十二月を限」（猪熊本・狩野本）というように、漢字と仮名の相異はまま認められるが、猪熊・狩野祖本の明白な誤脱の個所としては、第一条の「子銭可送之事」（原本）が「子銭可送候事」（猪熊本・狩野本）となっている一個所のみである。又、猪熊本は条文のたて方が整然として居り、狩野本（前述）や佐藤本（後述）の如き乱れた処が全くない。このことも猪熊・狩野祖本が善本であったことを裏付けよう。更に、注意すべきは猪熊本に見える種宗の花押である。原本たる村田本に見える種宗の花押は線の太さに変化があり、特に右に長く拡がって楕円形を作っている部分が他の部分に比べて細くなっているのに対し、猪熊本に見える花押はその線が一樣に実物を写し取っている。従って、それは明らかに後世の筆であるが、その型体について言えば、かなり精密に実物を写し取っている。そのことは猪熊本の花押と狩野本の花押とを比較すれば、更に明瞭である。即ち、狩野本の花押は実物と比較するに頭部の点がなく、実物では右側に延

びた空間が横に長く拡がって、右端の線より成る角度が鋭いのに対し、狩野本では右の空間がそれほど横に長くはなく、その右端の角度も実物より鈍い。その点、猪熊本の花押の型体は実物と殆ど変りがない。かかる猪熊本の花押から推して考えると、猪熊本の直接の祖本に描かれた種宗の花押は非常に精密のものであり、或いは実物ではなかったかとも思われる。もし、それが実物であったとすれば、(3)の猪熊・狩野祖本と(2)のC系統原本とは同一物であるということになる。又、猪熊本の推定成立年代が前述の如く江戸初期であるとすれば、それは塵芥集成立年代たる天文五年から隔たること約一世紀前後であつて、比較的近い時期にある。従つて、猪熊本は転写に転写を重ねて出来上つたものではなく、C系統原本から直接に書写されたと考えられることも出来るのではなからうか。猪熊・狩野祖本が原本たる村田本に比べて、誤脱の個所が割合に少ないということも、原本がC系統原本と同一なものであることを或る程度、推測せしめるであらう。たとえ、原本がC系統原本ではなく、それから転写して出来上つたものであるとしても、原本の誤脱が少ないということは、C系統原本をかなり忠実に筆写したということにはなるであらう。

以上、縷々述べ來つた処から、猪熊本に存在しない前記八個条は、その成立に至る転写の際に誤つて書き落したものでなく、制定原本そのものに、もともと存在しなかつたのではないかと臆測する。もし一步譲つて、猪熊本成立に至る過程に於いて若干の条文の脱落があつたとしても、右にみたこの伝本の性格から考へて、八個条を悉く書き落したとすることは無理ではなからうか。かく考えれば、この八個条はC系統原本成立後に新しく追加された可能性が濃厚であると言えよう。更に、右の八個条は第一七一条をのぞいて、他は何れもそれに接続する前条文と内容的に關連があるから、天文五年四月十四日以後になつて、前条文を補充する為に新しく追加規定したものと考へることも、あながち不自然ではないと思われ。

(1) 第一表に掲げた個所以外にも、猪熊・狩野祖本には疑問の個所がある。例えば、第四一条「はくしやうの人数」、第八八条

「あれくつへきふんさい」、第九六条「地きやう」、第一二三条「りのなすかたへ」等である。右の中、第八八条は、村田本に於いても「あれあれつへきふんさい」とあって、最初「あれあれ」と書かれていたものを、後に「あれ」の一つを抹消した跡が見える。私は「せんするところハあれ、あれつへきふんさい、かんちややうをとけ」というように、「あれ」と「あれ」の間に読点を入れて、「あれ」の一つを前の句に続けて読んで如何と思う。又、第九六条の「地きやう」は「ちきやう」の誤りともとれるが、第八六条に見える「ちきやう」の意ともとれる。第四一条、第一二三条の前記個所にも疑問はあるが、そのままでも意味は通じるし、もし誤りであるとしても、これに類する誤りならば村田本にもかなり存するから、ここでは意味不通の個所のみを取り上げ、些細なものは省略した。

(2) 誤脱の個所の質的な問題であるが、猪熊・狩野祖本では第一五八条の「以下」(村田本)を「さいけ」とし、起請文の「ぢきそう」(村田本)を「時宜相違」とする。このように異なった概念の移入は一見、猪熊・狩野祖本の重大な誤りとも言えようが、かかる例は原本たる村田本に於いても認め得る処である。即ち、第六三条の「ぬすむところのものをとる」(猪熊・狩野祖本)を村田本では「ぬすむところの者をとる」としているが、この「もの」は佐藤本にあるように「物」であって、「者」ではない。又、村田本では第八二条に「放かの地」とあり、第一一八条にも「その越度をつと」とある。これは恐らく制定原本が仮名書きであった為に、書写の際、同音異義の漢字が書かれ、後になって、その誤りに気付いて原本通りに改めたものであろう。猪熊・狩野祖本の前記個所も右の如き例と規を一にするものである。

四 結 言

最後に、塵芥集編纂過程に関する一つの仮説を述べて結論としたい。

以上、猪熊本を塵芥集制定原本の最も古い体裁を伝えたものと臆測したが、次に佐藤本は如何であろうか。同本の条数は村田本より四個条少ない。それは一一一、一五九、一七一の三個条が完全に存在せず、並びに第五三条後半から第五四条の殆どが脱落し、第五三条後半が直ちに第五四条の末尾に接続している結果である。この第五三条から第五四条に至る一一四字の脱落は明らかに祖本の損傷の為か、又は書写の際に誤って脱落したもののか、その何れかであ

るから、兩条は共にその原本には、もともと存在したものと考えて差支えない。従って、村田本に比べて明白に存在しない条文は前記一一一、一五九、一七一の三個条である。右の中、第一一一一条は前述の如く明らかに第一一〇条を改正した追加条文である。第一七一条は村田本にのみ存して、他の三本には何れも欠けているものであるから、これも後の追加規定の可能性が濃い。従って、右の二個条は佐藤本系原本の成立当時、まだ存在しなかったものと考えることが出来よう。しかし、佐藤本には猪熊本に見えなかった四五、七七、七八、八五、一一二、一四八の六個条は依然存在しているから、もし、これらの条文が猪熊本の祖本たるC系統原本に元来、存在しなかったとすれば、佐藤本系原本の成立当時には、すでに追加規定として書き加えられていたと見なければならぬ。只、その場合、問題は第一五九条である。何故ならば、この条文は佐藤本には存在しないが、他の三本には何れも存在するものであるからである。この条文が佐藤本に存在しないのは如何なる理由からであろうか。猪熊本の方が佐藤本よりも制定原本の古い体裁を留めているとすれば、佐藤本が作られる際に誤って書き落したものと考えるのが、自然であろう。佐藤本には誤脱と思われる個所がかなり多く、又その原となった本が損傷著しい本で、書写不能の個所も多かったことは、すでに佐藤氏等の指摘されている処である（解題四三二頁）。しかも、第一五九条は使者虚言の罪を規定した短かい条文であることを考慮すれば、右のように推測するのも決して無理ではなからうと思う。

如上の推測にして誤りなければ、塵芥集の編纂過程は現存の一七一一条という条文が天文五年四月十四日に一挙にして出来上ったものではなく、その当時は現存する条文の大部分が制定されたが、その後に至って逐次、条文の増補が行なわれたと考えざるを得ない。塵芥集が果して現実に施行されたものであるかどうかは、史料の欠如の為に知る由もないが、かかる編纂過程から推して、塵芥集は伊達領国の現実に即して制定された法典であり、それは或る程度、実施に移されたと断定してもほぼ間違いないのではなからうか。今、右に述べた塵芥集編纂過程に関する一つの

仮説をここに整理して提示すれば、左の通りである。

第一段階

(天文五年四月十四日以後
猪熊本系原本の成立当時)

麈芥集本文は一六三個条であろう。即ち、四五、七七、七八、八五、一一一、一二二、一四八、一七一の八個条は存在せず。藏方之掟一三個条は有効。

第二段階

(猪熊本系原本の成立以後
佐藤本系原本の成立当時)

四五、七七、七八、八五、一一二、一四八の六個条が追加され、全条文は一六九個条となる。但し、一一一、一七一の兩条は存在せず。藏方之掟一三個条は有効。

第三段階

(佐藤本系原本の成立以後
村田本成立当時)

一一一、一七一の兩条が追加され、全条文は一七一一個条となる。なお、藏方之掟第六条は失効。

(附記)

猪熊、狩野両本では、条文の末尾に続けて藏方之掟一三個条が併記されている。従って、この藏方之掟は猪熊・狩野祖本にはすでに本文に入っていたものである。しかし、C系統原本にも入っていたものか、更には制定原本にも入っていたものかについては、今にわかには断定出来ない。恐らく制定原本には入っていなかったであろう。何故ならば、麈芥集第一一〇条に「しちやにて、うせものゝ事、くらかたのおきてのごとくたるべきなり」(猪熊本)とある以上、麈芥集と藏方之掟とは一応別個の法規であって、後者が前者の一部に編入されるという形態は、制定原本としては普通考えられないからである。私は、この藏方之掟が麈芥集本文の末尾に編入されたのはC系統原本に至ってからはないかと臆測している。即ち、C系統原本の作製を命じた者は前記第一一〇条の趣旨から、藏方之掟を麈芥集の本文に併記した方が好都合であると考えて、そのように写生に書写せしめたものではないか。真相は依然として不明であるが、とに角、かかる記載形式からみても、麈芥集成立当時(天文五年四月十四日)藏方之掟は麈芥集と並ぶ伊達家の重要な家法と目されていたことだけは間違いないであろう。

(附録)

塵芥集本文について、猪熊本と狩野本との校勘を行い、両者の中、一方が明らかに誤脱と思われる個所を左に列挙した。即ち、×印を附したものがそれである。

条文番号	猪 熊 本	狩 野 本
五	さう多い	×さうゑ
九	そのせひ	×せひ
一一	いとまを	×いとまも
一三	しゆつけ	×しゆけ
一四	ちかいめあらハ	×かいかいめあらハ
一六	×かのかうりやくにん	かのかうりよくにん
一八	(有一打)	×(無一打、人以 下接続於前条)
一九	かくこ	×かくし
〃	かのとにんを	×このとかにんを
二〇	さしかくる	×さしかへる
二二	ねうはう	×ねう
二四	としい	×ととひ
〃	このかたきといひ	×(こ以下八字欠)
二五	いきとをり	×いきとを
二七	×一筆とり	一筆をとり
〃	うつへし	×うつすへし
二七	×くたんひくわん	くたんのひくわん
〃	きよう	×きよやう
〃	ともにもつて	×ともにももつて
三〇	たたし	×(た以下三字欠)
〃	あやまりなき	×あやまちなき
三一	ししやう	×しやう
三七	かくこ候ハ、	×かくし候ハ、
三九	きりかへし	×きり人し
四一	×いせんのとり候	いせんとり候
〃	くちをきかせ	×くちをまかせ
四二	たこくの物	×たこくの物
四三	くらく	×くらく
四八	ちうとにて	×ちうとにて
〃	下人のくち	×下のくち
五二	ひき候ろしにて	×ひきろしにて
五四	そのしう人へ	×そのしう人

五五	りやうほう	×りうほう	八二	一けん	×一くわん
五七	しきによるへきなり	×しによるへきなり	〃	ふみそへ候もの	×ふみとへ候もの
五九	×(た以下二字欠)	たたし	〃	×ひやくしやうひやくしやう	×百しやうと百しやう
六二	ししやうあるものならハ	×しせうあるのこのならハ	八三	あらし	×あらわし
〃	しせうなきものならは	×しせうなきものならは	八六	×ぜんくのせき	せんくのせき
六三	とうそくのとりたくミ	×とうぞくのとかたくミ	八七	のミ水として	×のミ水とし
六四	うはひとる	×うはひくる	〃	×けがらハしき	けからハしきものを
六九	とか人たり	×みる人たり	八八	すこふる	×をこふる
〃	なすところのつミ	×なにところのつミ	九三	(此条有)	×(此条無)
〃	もんどうにおよぶ	×もんどうおよぶ	九四	うりかふの時	×うもかふの時
〃	けつしかたき	×けしかたき	〃	うりぬし	×うもぬし
七〇	すへきのところに云々	×(す以下二九字欠)	〃	×さうてんしよたい(ん下の字脱)	さうてんしよたい
七一	×みちのとほり	みちのほとり	〃	さうてんしよたい	×さうてんしよたい(よ下た字脱)
七二	しさい	×したひ	〃	せんはんにつけ	×せんはんつけ
七四	十さいよりうへ	×十さいより人	九五	りやううりのさた	×りやううりのさた
七六	ひやくしやうとの間	×ひやくしやうの間	九八	せせう	×せせう
〃	ゆうしよのよし	×ゆうしよの	九九	×けつしよと地	けつしよ地
七九	ことのよしを	×とのよしを	〃	×かみきやうたい	めうたい
〃	さくもう	×さくとう	一〇〇	×ねきのかきり	ねんきのかきり
八一	とう地とう	×地とう	〃	せう人もなくハ	×せうにもなくハ

一〇一	かきわけいたし	×かきつけいたし	一二三	ゆうしよ	×ゆうじよ
〃	すゑのこに	×こに	一二四	いとをしミ	×いとをしも
一〇四	かきハけ	×かきつけ	〃	ざんけん	×ざけん
一〇五	ほんしろ	×ほんし	一二六	れいしきのもの	×れいしきもの
一〇六	そうりやう	×そうりう	〃	さいく屋へ	×さいく屋く
〃	×ふちを	ふきを	一二七	しうにんへ	×しうにん
一〇八	しやくせんをすまし	×しやくせんすまし	〃	これをとるへし	×是をくるへし
〃	×せうもんまかせ	せうにんまかせ	一二八	ふさたにより	×さたにより
〃	二つのふミ	×このふミ	一二九	せいはいをくハうへき也	×せいはいをくハふ
一一四	うり候て	×うりて	一三一	かのかへをき候人	×かのかへをき候人
一一六	人のおひものを	×人のおいものを	一三三	×せひをたゝし	りひをたたし
〃	これをすませせ候ハて	×是をすませせて	一三四	しよたいを	×しよたい
〃	人たい	×人さひ	〃	もんとうのしよたい	×もんたうのしよたへ
一一七	ふさたならハ	×ふさならハ	一四〇	よつて	×候
一一八	てうもくをかるの時	×てうもくをるのとき	〃	×がらない	かうない
〃	いらんする事	×いらんなる事	一四一	きよう	×きよう
一一九	×かのあつらへもの	かのあつらへものを	一四六	ぬす人とうさい	×ぬし人とうさい
一二〇	なし候つるしせう	×なし候しせう	一四七	かへすといふとも	×かへすといふこと
一二一	たゝしあきらめ	×たゝしあらため	一五一	うはひとるとも	×うはいと
〃	りをもち候かたへ	×りをもちのかたへ	一五三	きやうたい	×げうだい

一五五	かしいたし候ともから	×かしいたしともから	起請文	似るか	×似なり
一五六	さくもうくひ候時	×さくもうちくゐる時	〃	かたひいき	×ひいき
一五八	×さふらひ候いたつてハ	さむらゐにいたつてハ	〃	×をほひかへす	おほひかくす
一六五	×ばひとる事	うはひとる事	〃	又はもうまいのやから	×又ハとうまひのやから
一六七	×いとまをえたるしやう	いとまをえたるしせう	〃	×かくのごとく	かくのごとし
署名	左京大夫植宗	×左京大夫植宗	〃	×天皇	天王
起請文	かたんとゝして	×かたんとして	〃	神祇	×神祇
〃	×ほんとと諸人の	ほんとと諸人の	〃	仍起請文如件	×依起請文如件